

告 示

埼玉県告示第八百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
J R川越駅ビル

埼玉県川越市脇田本町一番地八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ルミネ 代表取締役 高橋眞

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号 外 計二者

（変更後）株式会社ルミネ 代表取締役 表輝幸

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社成城石井 代表取締役 原昭彦

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号横浜西口加藤ビル5階

外 計六者

（変更後）株式会社成城石井 代表取締役 原昭彦

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号横浜西口加藤ビル5階

外 計七者

ハ 変更年月日

令和六年四月一日外

二 届出年月日

令和六年六月二十八日

二 縦覧期間

令和六年七月十二日から令和六年十一月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月十二日から令和六年十一月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課